

■群馬県甘楽町地域おこし協力隊募集要項

(町の観光発展を志す地域おこし協力隊員を1名募集します)

業務概要	<p>当町では、歴史ある城下町小幡の町並みや楽山園等の魅力を保持しつつ、三大パークを中心とした新たな観光発展に向けた取り組みを進めています。そこで今回は、自然塾寺子屋が運営する古民家かふえ「信州屋」での活動を中心に新たな仲間を募集します。主な業務は下記のとおりです。</p> <p>(1)「信州屋」の総務、経理、一般事務全般、広報 (2)メニューの企画開発、調理、接客 (3)店づくり(ディスプレイ等)、物販企画調整 (4)「信州屋」を拠点とした地域活性化事業の企画立案(イベント実施等) (5)観光案内コーナーの運営、案内</p>		
募集対象	<p>下記(1)～(11)全ての要件を満たす方</p> <p>(1)年齢20歳以上、55歳以下の方 (2)3大都市圏及び都市地域等から、甘楽町へ住民票を移動させて、甘楽町内に居住できる方 (3)普通自動車運転免許を取得し、日常的に利用されている方 (4)心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方 (5)甘楽町で就業する強い意欲のある方 (6)活動期間終了後も甘楽町に定住する意思のある方 (7)地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、まちを元気にするために意欲的に行動できる方 (8)町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方 (9)地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方 (10)接待業務経験がある方 (11)一定程度のPCスキルをお持ちの方(エクセル、ワード、パワーポイントが使える方)</p>		
募集人数	<p>1名</p> <table border="1" data-bbox="598 831 1517 871"> <tr> <td>勤務地</td> <td>甘楽町内</td> </tr> </table>	勤務地	甘楽町内
勤務地	甘楽町内		
勤務時間	<p>勤務日数 :原則月20日勤務 勤務時間 :1日7時間45分を基本としますが、活動状況により変動します。</p>		
任用期間	<p>(1)「甘楽町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき甘楽町地域おこし協力隊として甘楽町長が委属します。 (2)委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができるものとします。 (3)協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。</p>		
給与・賃金等	<p>月額 200,000円(予定) ※その他、賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。</p>		
待遇	<p>(1)雇用保険の加入はありません。各自のご負担で国民健康保険・国民年金に加入していただきます。 (2)活動期間中の住居は町が用意し、無償貸与します。ただし、引っ越し費用及び光熱水費等は自己負担になります。 (3)業務で使用する車両は、自家用車をご用意ください。借上げ料(燃料代含む)として月額30,000円を支給します。ただし、自家用車は、任意保険に加入(自己負担)し、対人補償は無制限、対物補償は一千万円以上とすることを要件とします。 (4)その他、業務に必要なものについては、予算の範囲内で町が用意します。 (5)町内で起業される場合は起業支援金(100万円)を受けることもできます。</p>		
応募手続	<p>(1)提出書類(提出された書類は返却しません) ・応募用紙(別紙様式【1】及び【2】) ※【2】については用紙サイズA4の任意様式で可。 ・住民票抄本(住所・氏名・生年月日・性別がわかるもの)</p> <p>(2)申込先・問合せ先 〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 甘楽町 産業課 商工観光係 TEL:0274-64-8320 FAX:0274-74-5813 Eメール:kankou@town.kanra.lg.jp</p>		
選考	<p>(1)第1次選考(書類選考) 書類選考の上、結果を文書で通知します。</p> <p>(2)第2次選考(面接) 第1次選考の合格者を対象に甘楽町役場にて面接試験を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。 なお、第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。</p> <p>(3)最終選考結果の報告 最終結果(内定)は第2次選考終了後に文書で通知します。 ※住民票の移動は必ず委属日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。</p> <p>(4)着任日 別途協議</p>		